（３）（１）及び（２）を踏まえた、工業用水の供給による地域経済牽引事業用情報処理施設に係る地域経済牽引事業の促進の見通し

１１　地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

（１）支援の事業の方向性

（２）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法
①
②

１２　環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

（２）安全な住民生活の保全

（３）その他
①
②

１３　地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

（１）総論

（２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

１４　計画期間

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

附　則

（施行期日）
１　この省令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）
２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。